平成２８年（フ）第４１号
神戸市中央区港島９丁目12番
破産者　株式会社兵庫オートリサイクル
1　決定年月日　平成28年10月19日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
神戸地方裁判所第３民事部

平成２７年（フ）第３４号
北海道滝川市緑町３丁目５番10号
破産者　広小路印刷株式会社
1　決定年月日　平成28年10月20日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
札幌地方裁判所滝川支部破産係

平成２８年（フ）第２１０号
横浜市都筑区仲町台４丁目23番５号
破産者　有限会社ツヅキ企画
1　決定年月日　平成28年10月20日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２７年（フ）第７４号
（最後の住所）鳥取県米子市愛宕町42番地２コーポローゼ田中101号
破産者　亡高橋敏文相続財産
1　決定年月日　平成28年10月20日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
鳥取地方裁判所米子支部

平成２８年（フ）第１６０号
埼玉県熊谷市玉井1784番地３
破産者　田部井土木株式会社
1　決定年月日　平成28年10月18日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
さいたま地方裁判所熊谷支部

平成２８年（フ）第９９号
佐賀県武雄市武雄町大字永島14916番地４
破産者　有限会社ショーエイ
1　決定年月日　平成28年10月19日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
佐賀地方裁判所武雄支部

平成２８年（フ）第３６号
栃木県大田原市美原３丁目１番57号　市営西原団地1122号
破産者　阿部　美雪（旧姓神長）
1　決定年月日　平成28年10月20日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
宇都宮地方裁判所大田原支部

平成２７年（フ）第１１５８号
東京都千代田区岩本町１丁目４番５号
破産者　株式会社三陽洋行
1　決定年月日　平成28年10月20日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２７年（フ）第１９５３号
名古屋市北区下飯田町１丁目26番地
破産者　共電工事株式会社
1　決定年月日　平成28年10月20日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２７年（フ）第４４９３号
大阪市中央区博労町１丁目２番１号
破産者　株式会社イメージング・サポート
1　決定年月日　平成28年10月20日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２７年（フ）第５３２７号
大阪市阿倍野区阪南町４丁目12番１号
破産者　株式会社フジエンジニアリング
1　決定年月日　平成28年10月20日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２８年（フ）第１５７４号
大阪市東成区大今里３丁目11番２号
破産者　佑昇工業有限会社
1　決定年月日　平成28年10月20日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２８年（フ）第２２７４号
京都市北区等持院東町６番地の２
破産者　株式会社上田工務店
1　決定年月日　平成28年10月20日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２８年（フ）第２９９３号
大阪府東大阪市本庄西１丁目１番10―1103号
破産者　有限会社フィニティ
1　決定年月日　平成28年10月20日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２８年（フ）第３０９９号
大阪市北区東天満１丁目10番12号
破産者　アルソフト株式会社
1　決定年月日　平成28年10月20日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２８年（フ）第３２１０号
大阪府三島郡島本町東大寺２丁目９番12号
破産者　ｉ―Ｃｈｒｏｍ株式会社
1　決定年月日　平成28年10月20日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２８年（フ）第３１６号
神戸市灘区鹿ノ下通２丁目４番25号
破産者　神戸電設株式会社
1　決定年月日　平成28年10月20日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
神戸地方裁判所第３民事部

平成２８年（フ）第２９号
秋田県由利本荘市川口字高花113番地２
破産者　株式会社ＣＳＤホーム
1　決定年月日　平成28年10月21日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
秋田地方裁判所本荘支部

平成２８年（フ）第５７３号
東京都青梅市新町３丁目70番地の２メゾンシャイン201号
破産者　中本　邦雄
1　決定年月日　平成28年10月21日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２６年（フ）第５５号
長野県諏訪市大字豊田1149番地
破産者　株式会社エフシー
1　決定年月日　平成28年10月21日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
長野地方裁判所諏訪支部

平成２８年（フ）第３４８号
神戸市灘区赤坂通６丁目２番９号２Ｆ
破産者　株式会社オレンジボックス
1　決定年月日　平成28年10月21日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２８年（フ）第４０１号
兵庫県西宮市東町２丁目４番８―201号
破産者　ハブ・コーポレーション有限会社
1　決定年月日　平成28年10月21日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２８年（フ）第２２号
鹿児島県志布志市志布志町志布志927番地２
破産者　有限会社小僧寿し日南
1　決定年月日　平成28年10月21日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
鹿児島地方裁判所鹿屋支部破産係